

## 事業実施に当たっての留意事項について

## 1 人員基準／特養

## (1) 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

## (2) 生活相談員

- ・ 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- ・ 常勤の者でなければならない

## (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

## ロ 看護職員の数

- ① 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、1以上
- ② 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、2以上
- ③ 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3以上
- ④ 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

## (4) 栄養士 1以上

## (5) 機能訓練指導員 1以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

解釈通知（抜粋）

「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

※入所者の数・・・前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

Q1 常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

A1 常勤換算方法とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第 2 条第 8 号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合计数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第 2-2-（2）等）。

以上から、非常勤の従業員の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業員（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第 2-2-（3）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で 1 月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものとして取り扱うものとする。

運営基準等に係る Q&A

## 2 介護報酬等

### (1) 夜勤職員配置加算について

#### ○ 夜勤職員配置加算Ⅰ

- ・ユニット型以外を算定。
- ・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員又は看護職員を配置していること。

#### ○ 夜勤職員配置加算Ⅱ

- ・ユニット型を算定。
- ・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員又は看護職員を配置していること。

#### ○ 夜勤職員配置加算Ⅲ

- ・夜勤職員配置加算Ⅰの要件に該当する。
- ・夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(かく痰吸引等事業者として県の登録を受けていること。)

#### ○ 夜勤職員配置加算Ⅳ

- ・夜勤職員配置加算Ⅱの要件に該当する。
- ・夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(かく痰吸引等事業者として県の登録を受けていること。)

(H30Q&A (vol.6) より抜粋)

問4 1月のうち喀痰吸引等ができる職員を配置できる日とできない日がある場合は、夜勤職員配置加算(Ⅰ)、(Ⅱ)と夜勤職員配置加算(Ⅲ)、(Ⅳ)をどのように算定すればよいか。

(答) 夜勤職員配置加算は、月ごとに(Ⅰ)～(Ⅳ)いずれかの加算を算定している場合、同一月においてはその他の加算は算定できないため、喀痰吸引等ができる職員を配置できる日とできない日がある場合に、要件を満たした日についてのみ夜勤職員配置加算(Ⅲ)、(Ⅳ)を算定することは可能だが、配置できない日に(Ⅰ)、(Ⅱ)の加算を算定することはできない。よって、喀痰吸引等ができる職員を配置できない日がある場合は、当該月においては夜勤職員配置加算(Ⅲ)、(Ⅳ)ではなく(Ⅰ)、(Ⅱ)を算定することが望ましい。

問5 夜勤職員配置加算(Ⅰ)、(Ⅱ)については、勤務時間の合計数に基づいて算定するが、夜勤職員配置加算(Ⅲ)、(Ⅳ)の場合も同様に考えてよいか。

(答) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)、(Ⅳ)については、延夜勤時間数による計算ではなく、夜勤時間帯を通じて職員を配置することにより要件を満たすものである。なお、夜勤時における休憩時間の考え方については、平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)問91と同様に、通常の休憩時間は勤務時間に含まれるものと扱って差し支えない。

問6 ユニット型と従来型の施設・事業所が併設されている場合、夜勤職員配置加算の要件を満たす職員はそれぞれに配置する必要があるか。

(答) 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の施設(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)が併設されている場合には、両施設で合わせて要件を満たす職員を1人以上配置することで、双方の施設における加算の算定が可能であり、施設とショートステイの併設で一方がユニット型で他方が従来型であるような場合については、両施設の利用者数の合計で、20人につき1人の要件を満たす夜勤職員を配置することで、双方の施設における算定が可能である。

※平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)(平成21年3月23日)の間84については削除する。

(2) 夜勤体制による減算について

夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

- イ 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間を行い、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

(3) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らか場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合、算定されなくなった事実が生じた日から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることとなることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

(4) 業務の参考にするべき通知文等

- 厚生労働省 介護サービスQ&A
- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)  
「その他の日常生活費」に係るQ&A(平成12年3月31日厚生省老人保健課福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡)
- 特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(平成18年3月31日保医発第0331002号)

## 各サービスの改定内容について（2019年10月施行分）

### 1 介護老人福祉施設の報酬・基準に係る見直しの内容

消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

#### ①基本報酬

○ 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は各サービスの課税費用の割合を算出して定める。

〈単位数〉

(単位)

	要介護				
	1	2	3	4	5
介護福祉施設サービス費（従来型個室）	559	627	697	765	832
現行	557	625	695	763	829
ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）	638	705	778	846	913
現行	636	703	776	843	910
経過的小規模介護福祉施設サービス費（従来型個室）	661	726	797	862	926
現行	659	724	794	859	923
ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）	732	798	869	934	998
現行	730	795	866	931	995

※ 単位数はすべて1日あたり

#### ②食費、居住費（基準費用額の対応）

○ 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。(円)

	改正前		改正後		
	基準費用額（日額）	（月額）	基準費用額（日額）	（月額）	
食費	1,380	41,952	1,392	42,319	
居住費	多床室	840	25,536	855	25,992
	従来型個室	1,150	34,960	1,171	33,960
	ユニット型個室的多床室	1,640	49,856	1,668	50,707
	ユニット型個室	1,970	59,888	2,006	60,982

※月額については、一月を30.4日として計算

## 2 (介護予防) 短期入所生活介護の報酬・基準に係る見直しの内容

### ①基本報酬

○ 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は各サービスの課税費用の割合を算出して定める。

<単位数>

(単位)

		要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
単 独 型	従来型個室	466	579	627	695	765	833	900
	現行	465	577	625	693	763	831	897
	ユニット型	545	662	725	792	866	933	1,000
	現行	543	660	723	790	863	930	997
併 設 型	従来型個室	438	545	586	654	724	792	859
	現行	437	543	584	652	722	790	856
	ユニット型	514	638	684	751	824	892	959
	現行	512	636	682	749	822	889	956

※ 単位数はすべて1日あたり

### ②食費、居住費（基準費用額の対応）

○ 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

(円)

		改正前	改正後
		基準費用額（日額）	基準費用額（日額）
食費		1,380	1,392
居 住 費	多床室	840	855
	従来型個室	1,150	1,171
	ユニット型個室的多床室	1,640	1,668
	ユニット型個室	1,970	2,006